

## ◆◆ お盆休み一斉休暇の協定について ◆◆

山形事業場過半数代表、米沢・鶴岡両事業場過半数組合  
山形大学長と計画年休の協定を締結

山形大学職員組合は、法人化以降、「お盆休みの付与」を要求してきましたが、  
今回、計画年休の付与という形で、要求の一部が実現しました。

有給休暇残日数の少ない職員には、年休が追加付与されることになりました！  
計画年休に、夏期休暇を充てることもできるようになりました！  
一斉休暇から除外される場合も、認められました！

山形（附属学校園含む）・米沢・鶴岡の各事業場の教職員は、原則として、8月14日（月）と8月15日（火）に一斉に休暇を付与されることとなります。

関係施設も閉庁となります（年末年始の状況と同様）。

年休を充当する者のうちで、8月13日時点で年休の残りが6日の者には1日、残りが5日以下の者には2日の有給休暇が今回、特別に追加付与され、14日及び15日の一斉休暇に充当されます。

8月14日、15日にどうしても出勤しなければならない業務のある者（教員、職員を問わない）は、事前に申し出れば、両日での休暇の一斉付与から除外されます。（工学部を除く・・・工学部は一斉休暇の完全実施）

夏期特別休暇を充てる場合  
< 3日のうちの2日を利用 >

（夏期特別休暇を充当したい方は、残り1日を8月11日または8月16日にご使用いただくこととなります。）

年次有給休暇を充てる場合  
< 各人が有する年休のうち、5日を超える日数から利用 >

（例）年休が15日の人は  $15 - 5 = 10$  日の中から2日を利用